

2018 年日本政府年次報告
「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に
関する条約（第 182 号）」
（2015 年 6 月 1 日～2018 年 5 月 31 日）

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの間の、満 18 歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第 62 条の違反件数は 46 件（2015 年 25 件、2016 年 21 件）である。満 18 歳に満たない者を坑内で労働させることを禁止している労働基準法第 63 条の違反件数は 0 件である。

また、上記期間における労働基準法第 62 条を被疑条文として送検した件数は、8 件（2015 年 3 件、2016 年 5 件）である。

2015 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの間の、年齢 18 歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第 85 条第 2 項違反処理件数は 0 件である。

2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの間の、婦人相談所における満 18 歳に満たない人身取引被害者保護の実績は 3 名である。

警察では、児童ポルノ事件の取締りを強化しており、2015 年及び 2016 年における児童ポルノ事件の送致件数及び送致人員はそれぞれ以下のとおりである。2016 年における送致件数及び送致人員はいずれも過去最多であった。

(年)	送致件数		送致人員	
	2015	2016	2015	2016
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反のうち児童ポルノ事件	1,938	2,097	1,483	1,531

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

7. 質問Ⅶについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。